

「国イメージの利用者負担について」

平成26年11月27日
保健福祉部 子育て推進課

利用者負担について

平成26年9月18日

利用者負担のイメージの位置付けについて

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。
 - 利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するものであるが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、今般、公定価格の仮単価と合わせ、お示しするもの。
 - 次頁以下にお示したイメージは、国が定める水準（国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなるもの）であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定した。
 - ・ 教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮
 - ・ 保育認定（2・3号給付）を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮
- ※ 国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

〔 ・ 現行の利用者負担の水準を基本。 〕

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯 （市町村民税所得 割非課税世帯含 む）	～270万円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 （市町村民税所得 割非課税世帯含 む）	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

- ※ ②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
- ※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ 「推定年収」は夫婦（片働き）と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（年少扶養控除等が廃止された現在の制度による推定）
- ※ 現行の保育料：実際の保育料等の全国平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

- ※ ①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。
- ※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる

保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民税 課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税額 40,000円未満	～470万円	27,000円
⑤所得税額 103,000円未満	～640万円	41,500円
⑥所得税額 413,000円未満	～930万円	58,000円
⑦所得税額 734,000円未満	～1130万円	77,000円
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円～	101,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円

- ②～③：前年度分の市町村民税の区分が各区分に該当する世帯
 ④～⑧：前年分の所得税課税世帯であって、その所得税額が各区分に該当する世帯
 ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ※ 「推定年収」は夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入））と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（廃止前の年少扶養控除を反映した額）
 ※ ただし、保育単価を限度とする。

- ※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
 ※ 満3歳に到達した日の属する年度中の利用者負担額は、満3歳未満の利用者負担額（次頁参照）を適用する。
 ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ※ ただし、給付単価を限度とする。

保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

・ 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民 税非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民 税課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額 40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額 103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額 413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額 734,000円未満	～1130万円	80,000円
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円～	104,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円

- ②～③：前年度分の市町村民税が各区分に該当する世帯
 ④～⑧：前年分の所得税課税世帯であって、その所得税額が各区分に該当する世帯
 ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ※ 「推定年収」は夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入））と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（廃止前の年少扶養控除を反映した額）
 ※ ただし、保育単価を限度とする。

- ※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
 ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
 ※ ただし、給付単価を限度とする。

<低所得世帯等の減免規定の取り扱い>

現行の保育所における取り扱いを踏まえ、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれ場合についても、同様に軽減措置を実施。

○基準額上、第2・3階層で以下に該当する世帯の場合を対象に軽減措置を実施。

(対象世帯)

母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)

(軽減額)

上記の世帯に該当する場合は、右欄の基準額表を適用。

<教育標準時間認定>

階層区分	定 義	利用者負担額		利用者負担額
第2階層	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円		0円
第3階層	所得割課税額 77,100円以下	16,100円		15,100円

<保育認定>

(3歳以上児)

階層区分	定 義	利用者負担額			利用者負担額	
		保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間
第2階層	市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円		0円	0円
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円		15,500円	15,300円

(3歳未満児)

階層区分	定 義	利用者負担額			利用者負担額	
		保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円		0円	0円
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円		18,500円	18,300円

利用者負担に係る所得階層認定の運用について

1. 利用者負担の切り替え時期について

- 利用者負担の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から年度途中に切り替えることとする。
- 具体的な切り替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とする（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する）こととする。

2. 税額算定に係る控除の取扱いについて

- 現在行っている旧年少扶養控除に係る再算定は新制度では行わないこととする。ただし、市町村の判断により、既に入園している者が卒園するまでの間に限り、現行と同様の取扱いによる所得階層認定を可能とする。
- 税額控除については、調整控除を除き、反映しない取扱いに統一する。

Q9) 私立幼稚園の利用者負担はどうなるのですか。また、それはいつ決まるのでしょうか。

新制度における利用者負担は、国で定める基準を限度として、各市町村が定めることとしており、同一市町村内で教育標準時間認定を受けて私立幼稚園に通う子どもの利用者負担額は、同じ所得状況であれば、同じ額となります。

具体的には、新制度における利用者負担の水準は、入園料に毎月の保育料を加えた額の全国平均（私立幼稚園は年額308,000 円、月当たり25,700 円）と就園奨励事業の国の補助基準（保育料・入園料の全国平均を基に所得段階別に設定）を踏まえ、補助を受けた後の「実費負担額」をベースに設定することとしており、全国を平均すると、現行と比べて利用者負担が重くなることは、基本的にはないものと考えます。

国基準は最終的には平成27年度の予算編成過程で決定されますが、各市町村では現行制度ベースの「実費負担額」の水準をもとに、各市町村における利用者負担額の検討を進めることとなります。

なお、地域的には、全国平均よりも低額な保育料を設定しているケースも想定されることから、新制度に移行した際、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとしています。

また、各私立幼稚園では、現行制度ベースの「実費負担額」の水準（各市町村が定める額が決まっている場合は当該市町村が定める額）を前提として、公定価格では賄うことができない費用等がある場合には、その額や徴収方法などを検討し、園児募集の際に保護者に説明した上で、「上乗せ徴収」として徴収することとなります。（新制度での上乗せ徴収は、理由の開示と保護者への説明・同意が条件）。

Q6) 公立幼稚園を設置する市町村は、公立幼稚園に係る施設型給付の額や利用者負担を定めることとなりますが、私立幼稚園と同じにしなければならないのでしょうか。

施設型給付における国の定める公定価格及び利用者負担の基準は、私立施設に関する国・都道府県との負担金の精算の基準となることを踏まえ、国・都道府県の負担金が法定されている私立施設について定めることとしており、その際には、私立の幼稚園や保育所における費用実態等を勘案して設定することとしています。

公立施設については施設型給付費の財源のすべてが市町村の公費負担となるものであることなどを踏まえ、国としては公立施設用の公定価格や利用者負担基準を定めることは予定していません。

公立幼稚園の施設型給付の額の設定については、設置者かつ財源負担者であるそれぞれの市町村における現状の費用の実態や新制度での費用の見込み、公立施設としての役割・意義、公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。

また、公立幼稚園の利用者負担の設定についても、それぞれの市町村における現行の利用者負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や、公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。

なお、新制度における公立幼稚園の地方財政措置のあり方については、現行の地方財政措置の水準をベースとしつつ、消費税収等による「質の改善」による財源確保の状況なども踏まえ、今後、関係省庁と相談してまいります。